第67回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

日本瓦斯株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

事　業　報　告

7．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンスならびに内部統制システムの構築を総合的に行うための体制として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を中心とし、その下部組織に「グループリスク管理委員会」、「グループコンプライアンス委員会」、「情報開示委員会」および「内部統制ワーキンググループ」を編制の上、グループ内部統制システムの整備および運用を進めることにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

財務報告に係る内部統制については、「内部統制ワーキンググループ」が所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備・運用評価をする委員を選定しています。また、当社の子会社にもそれぞれ評価委員を選定の上、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営しております。

また、当社は、弁護士等その他第三者の状況について、８つの法律事務所と連携し、法律上の判断が必要な際に随時確認する等、コンプライアンス経営に資するための法律面のコントロール機能が働く仕組みを構築しております。

(経営理念)

① 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ、納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

② 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制システムの構築により、株主価値の向上に努めます。

③ 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来る経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先ならびにそのご家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役による適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、社外取締役によるモニタリング機能やアドバイザリング機能を強化し、執行役員制度を採用した業務執行上の責任の明確化と権限委譲を行い、積極的かつ機動的な業務執行体制を構築することにより、経営の「健全性・透明性の確保」を前提として、適正に「効率性の追求」を行う体制を整備しております。

② 役員および従業員等を対象とするコンプライアンスプログラムとして、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定し、公正かつ適正な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくため、以下の施策を実施しております。

・「グループコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する啓発・教育活動を通じ、コンプライアンスを推進する風土醸成を実践しています。

・コンプライアンス推進体制の強化のため、内部通報制度「グループヘルプライン（社内窓口・社外窓口）」を設置し、情報提供者からの通報内容を守秘し、当該情報提供者のプライバシーを保護し、不利益な扱いをしないことを徹底した上で、コンプライアンス違反に関するリスクの早期発見、回避、極小化および再発防止を行う体制を整備し、コンプライアンス推進体制の実効性を高めております。

・役員および従業員等がハラスメントに関する理解を深め、全ての役員および従業員等の人権が尊重され、その能力が十分に発揮できる職場環境を整備するため、「日本瓦斯グループ職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針」を制定し、職場におけるハラスメントの防止対策の基本方針に則り、適切な対応を実施しております。

③ 反社会的勢力への対応に関し、当社グループは、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」に基づいて「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力やその組織に対して、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」という方針に則り、統括管理部門として法務部の主導のもと、警察・法律事務所等との連携を密にし、適正に対応するよう努めております。

④ 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するため、必要かつ十分な体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役会その他の重要な会議における意思決定に関する情報および代表取締役の決裁をはじめとする職務執行上の重要な決裁に関する情報ならびに財務、事務およびコンプライアンスリスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を適切に記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。

② 情報セキュリティ対策をリスクマネジメントの観点から総体的に推進するため、「日本瓦斯グループ情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報セキュリティに関わる「情報セキュリティ対策チーム」を設置し、当社グループの情報セキュリティ体制を整備し、運用しております。

③ 個人情報の適法かつ適正な取り扱いを推進するため、当社グループの各社が「個人情報保護方針」および社内規程を整備し、個人情報保護管理者の主導のもと、適切かつ安全に個人情報の取得・保存・管理等

を実施しております。

④　当社は、コーポレート本部長を委員長とする「情報開示委員会」を設置し、会社の重要な情報の開示に関連する社内規程を整備し、法令等および取引所の諸規則等の要求に従い、開示すべき情報が適正に、適時かつ公平に開示される体制を整備しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備することにより、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を実施し、当社グループのリスクを横断的に認識し、リスク分類毎に各業務の所管部門が把握・評価しております。また、これらについて定性・定量それぞれの面から、適切な対応を行うため、「グループリスク管理委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に基づき、総合的なリスク管理を実施しております。「グループリスク管理委員会」は、当社グループのリスク量やリスク管理の状況等について、必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しております。また、リスク管理の有効性に関して、検証・評価し、不断の見直しを行っております。

②　平時から、「グループリスク管理委員会」において、当社グループにおけるリスクを評価し、必要かつ十分な対応方針を策定します。統制すべきリスクについては役員および従業員等の教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を整備します。なお、万一の災害に備え、統括管理部門としてエネルギー事業本部が主導し、安全面・環境面・物流面から緊急保安体制を整備し、毎年防災訓練等を実施しております。

③　大規模災害や新型コロナウィルスの流行等の当社グループに著しい損害を及ぼす事態の発生や有事を想定し、当社グループは事業の中断を最小限にとどめ、ライフライン事業の実績から培ったノウハウ等を活かした社会インフラ機能を維持するため、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）体制の整備に努めます。また、大震災等に備え、当社グループは、毎年１回以上の防災訓練を実施し、「災害対策マニュアル」の実効性の確保に努めております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。職務執行と経営効率を向上させるため、執行役員によって構成される経営会議を毎月１回以上開催し、また、常勤の取締役および監査役ならびに子会社社長および各支店長・各部門長が出席するグループ執行役員会議を毎月開催し、業務執行に関わる基本的事項および重要事項に係る各種報告等を機動的に行う体制を整備しております。さらに、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定の上、各部門においてその目標達成に向けた具体策の立案と実行に努めております。

②　業務の合理化・簡素化、組織のスリム化およびＩＴの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進しております。

③　役員と従業員等との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、従業員等に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制の構築に努めております。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社は子会社の管理に関し、「グループ関係会社管理規程」を整備し、重要事項に関しては子会社から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等を共有することで、企業集団の業務の適正を確保するための体制の確立を図り、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制ならびに取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保しております。

・当社グループの経営戦略にかかる情報共有と方針決定のため、当社の経営会議、グループ執行役員会議等の会議にグループ各社の社長等が出席しております。

・非常事態発生時の子会社を含めた連携体制によって当社に対する迅速な報告を行うなど、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築しております。

・当社の内部監査を担う監査室による子会社の監査および内部統制活動のレビューを行っております。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を定める「グループリスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを概括的に管理しております。また、「グループリスク管理委員会」には、子会社も参画し、横断的に当社グループのリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を講じております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社は、当社に対し、中期経営計画および年度事業計画を提出し、当社は、連結ベースで子会社の業績管理を行っております。

・当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」およびグループウェアを子会社に導入し、当社グループ共通のシステムを整備および運用し、当社グループ内の情報共有を図っております。

・当社グループ内での管理業務の集約化と合理化を図り、適正な人材の配置を進め、円滑な業務の遂行体制の整備に努めております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定し、当該使用人の人事異動および人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保に努めております。

(8) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の役職員が監査役に報告するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告しております。また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、「経営会議」・「グループ執行役員会議」や「内部統制システム委員会」・「グループコンプライアンス委員会」・「グループリスク管理委員会」などの重要な会議に出席するとと

もに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と定期的に三様監査会議を開催の上、必要な情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

② 子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制

子会社の役員および従業員は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告しております。また、子会社の役員および従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。加えて、当社グループの内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告しております。

③ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を整備しております。

④ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査費用を支弁するための予算を確保しております。

・監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

(9) 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

① 当社は、財務報告の信頼性および適正性の確保を経営の重要な責務として位置付け、これを実現するために、代表取締役が主導し、当社グループをあげて適正な内部統制システムを整備することを基本方針としております。

② 当社は、財務報告の信頼性および適正性の確保にあたって、監査室および経財部において、内部統制システムの整備・運用状況の検証および内部監査を行うとともに、取締役会および監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会および監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制を整備しております。

8．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を12回開催し、取締役と監査役の出席の下、定款、取締役会規則および職務権限規程（決裁権限基準）に則った個別議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策・人事戦略など）について必要な審議等を経て決議をしております。

② 当社は、当社グループの役員および従業員等の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立ならびに経営資源の有効活用を行っております。

・当社グループにおいて、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。また、当社はこれに整合するよう執行役員および管理職の業務執行権限を定めております。
・規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、業務執行に係る責任者、職務権限の範囲等を定めております。
・当社グループは、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、ＩＴマネジメント体制を整備する組織の設置ならびにシステム計画およびシステムリスク管理等の策定を行うなど、当社グループのＩＴガバナンスおよびシステムリスク管理体制の整備に努めております。
・大規模自然災害等の危機発生時における当社グループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図っております。

(2) コンプライアンス

① コンプライアンスの実践は、当社グループが企業として社会に信頼され、永続していくための前提条件であると認識しております。「コンプライアンス委員会規程」に基づき、「グループコンプライアンス委員会」が主導し、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」および「日本瓦斯グループ職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針」等を制定し、役員および従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務執行にあたるよう定期的にイントラネットによる啓発活動、法務部および外部講師による勉強会や講習会を開催し、法令、定款および社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社グループは、健康経営を推進するため、「安全衛生委員会」を設置し、従業員等の長時間労働の削減、健康増進、労働生産性の向上、有給休暇の取得推進など職場環境の改善にも積極的に取り組んでおります。当社グループは、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たすべく、コンプライアンスの確立を宣言しております。

② 内部通報制度については、「グループヘルプライン」を設置し、内部通報の報告・相談に関する窓口（社内窓口：監査室長／社外窓口：法律事務所）、方法（電話・メール・手紙等）、対応フローなどを明確にし、また、情報提供者のプライバシーの保護、不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを定め、当社グループ全体に周知しております。当社グループは、「グループヘルプライン制度」を維持することによりコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および関連する団体とは一切の関係を持たず、さらに、それらからの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。

(3) リスク管理体制

事業におけるリスクを把握、評価、分析し、部門目標に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わる社会的責任を負担する当社グループにおいて、緊急事態発生時の対策、災害発生時の対策などに関わるマニュアルを策定し、必要な訓練を行うなどの体制を整備しております。

(4) 情報開示の適正性を確保するための体制

① 当社は、当社グループの経営状況等に関する情報を適正かつ適時に開示し、その公平性や有用性を高めるため、情報開示の方針を定めております。その実効性を確保するため、「情報開示委員会」を設置し、法令等に基づく企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための規程等を整備しております。

② 当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定めます。その実効性を確保するため、関連する内部統制を所管する部署およびその評価部署を定め、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠し、内部統制の年度評価計画を策定するとともにその評価を行い、内部統制報告書を作成しております。

(5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、内部統制システムの整備・運用の状況およびリスク管理体制が有効に機能しているかの検証を含めて、当社グループの内部監査を実施しております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとしております。

② 当社は、監査役が、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門等の職務を適切に遂行する上で必要な役員または従業員等との意見交換を行う場合、十分な協力を行っております。子会社の役員および従業員等からの情報収集や意見交換等を行う場合も同様としております。

③ 当社は、重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含みます。）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応しております。

④ 内部監査部門は、内部監査計画について監査役および監査役会と協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、監査役および監査役会に対して内部監査結果等について所定事項の報告を行うほか、必要に応じて監査役または監査役会からの指示を受けるものとしております。

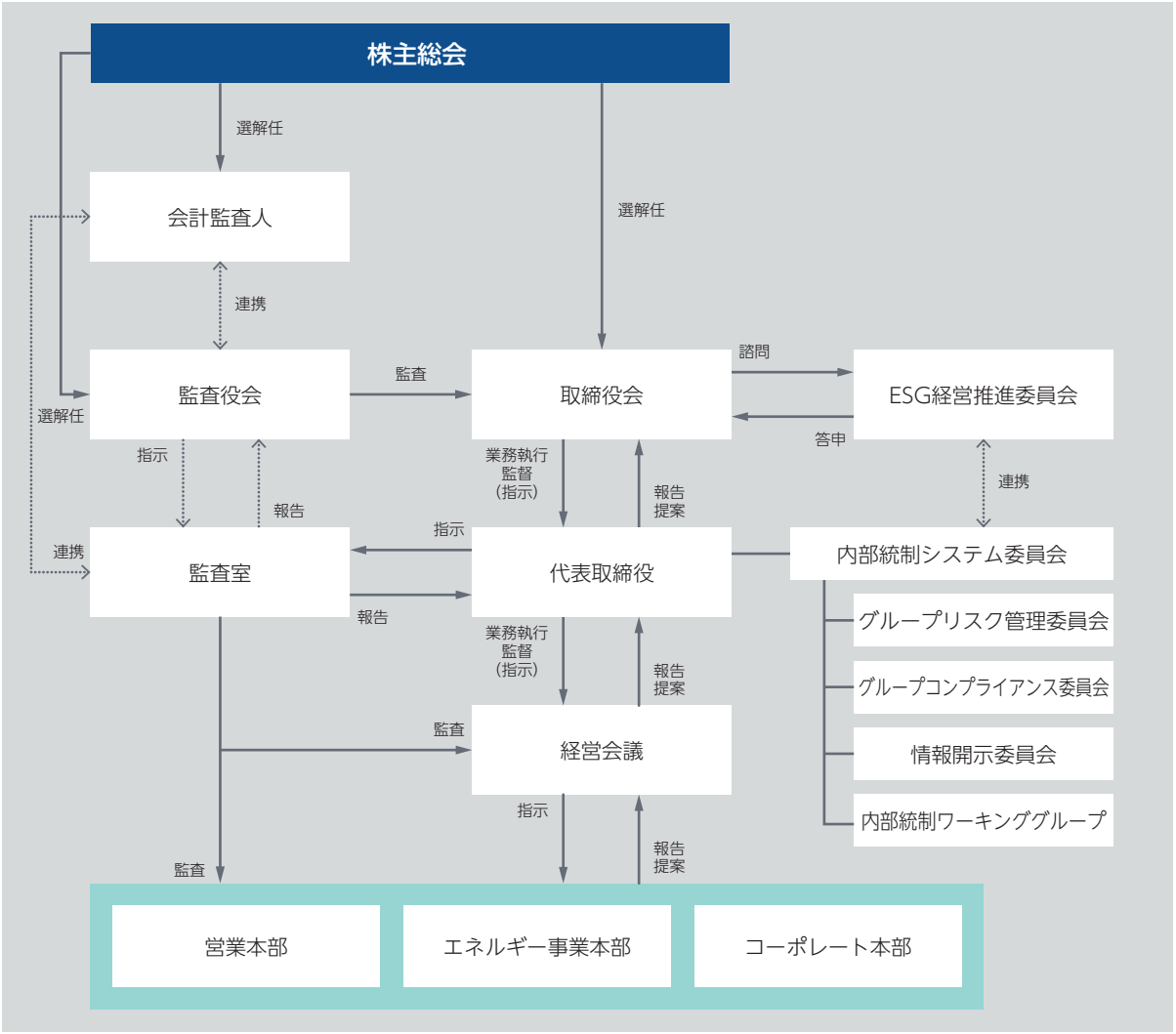
⑤ その他、役員および従業員等は、監査役会が制定する監査役会規程および監査基準に定める事項を尊重しております。

(7) 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る信頼性および適正性を確保するための管理体制の整備・運用に関する基本計画および基本方針を制定しております。これらの実効性を確保するため、財務の管理を統括する部署においてその管理責任者を定め、適正な財務諸表等の作成や各種プロセス等を明確にしております。また、会計監査および内部監査結果等を踏まえ、各種プロセス等の見直しを適宜行い、これらの適正性を確保しております。

（ご参考）

コーポレート・ガバナンス体制（2021年６月現在）



コーポレートガバナンス・コード、コーポレートガバナンス・ガイドライン（2020年6月24日開示）

https://www.nichigas.co.jp/ir/management/governance.pdf

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	５社
・連結子会社の名称	東彩ガス株式会社 東日本ガス株式会社 北日本ガス株式会社 日本瓦斯工事株式会社 日本瓦斯運輸整備株式会社
・連結範囲の変更	連結子会社でありました新日本瓦斯株式会社は、2020年10月1日付で、当社の連結子会社である東彩ガス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	4社
・非連結子会社の名称	株式会社雲の宇宙船 Nippon Gas USA, Inc. 株式会社エナジープラス１ nt style works株式会社
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社4社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社の数	１社
・持分法適用の非連結子会社	Nippon Gas USA, Inc.
・持分法適用の関連会社の数	１社
・持分法適用の関連会社	Strategic Power Holdings LLC
・持分法の適用の範囲変更	EnergyLink Holdings Limited.は当連結会計年度において清算手続きが完了したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・非連結子会社の名称　株式会社雲の宇宙船
株式会社エナジープラス１
nt style works株式会社

・関連会社の名称　東京エナジーアライアンス株式会社

・持分法を適用しない理由　非連結子会社３社及び関連会社１社は、それぞれの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としても重要性がないためであります。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の決算日現在の財務諸表を使用している会社の数は2社であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な修正を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．たな卸資産

・商品及び製品
・原材料及び貯蔵品　主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ロ．有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　７～50年
機械装置及び運搬具　４～22年

ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 のれんについては、取得後５年及び20年で償却しております。自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は10年であります。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
ハ．株式報酬引当金	役員報酬BIP信託による当社株式の交付に充てるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
ニ．ガスホルダー修繕引当金	連結子会社のうち東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、北日本ガス株式会社の都市ガス３社は、次回修繕見積り額を修繕周期にて配分計上しております。
ホ．製品自主回収関連損失引当金	製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について、当連結会計年度末以降発生すると考えられる合理的な損失見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法	①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。なお、連結子会社は、簡便法を適用しております。

ロ．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理	原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ヘッジ方針	リスクに関する内部規程に基づき金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。なお、特例処理による金利スワップは、有効性の評価を省略しております。
ハ．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度計上額

繰延税金資産　7,900百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等を鑑み、見積り計上しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　234,967百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	41,773千株	―千株	1,576千株	40,197千株

（注）当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

（変動事由の概要）

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

2020年11月2日の取締役会決議による自己株式の消却による減少　1,576千株

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,863千株	927千株	1,594千株	1,197千株

（注）当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

「役員報酬BIP信託」の延長に伴う自己株式の取得による増加　264千株

2020年11月2日の取締役会決議による自己株式の取得による増加　662千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

2020年11月2日の取締役会決議による自己株式の消却による減少　1,576千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2020年６月24日開催の第66回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,405百万円
・１株当たり配当額　35.00円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月25日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれています。

ロ．2020年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　2,509百万円
・１株当たり配当額　62.50円
・基準日　2020年９月30日
・効力発生日　2020年11月27日

(注) 2020年11月2日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金30百万円が含まれています。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2021年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額　2,468百万円
・１株当たり配当額　62.50円
・基準日　2021年３月31日
・効力発生日　2021年６月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金30百万円が含まれています。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にLPガス事業の設備投資やICT向け投資、都市ガス事業の供給設備に必要な資金（主に銀行借入）を設備投資計画に基づき調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用し、また、短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期日は決算日後、最長で10年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、大半は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門の管理課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額を定めたデリバティブ管理規程に基づき、担当部署が取引を行い、経財部において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経財部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の１か月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,453	12,453	―
(2) 受取手形及び売掛金	14,996		
貸倒引当金（＊1）	△202		
	14,793	14,793	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,139	1,139	―
資産計	28,386	28,386	―
(1) 支払手形及び買掛金	8,927	8,927	―
(2) 電子記録債務	3,965	3,965	―
(3) 短期借入金	2,000	2,000	―
(4) １年内返済予定の長期借入金	10,837	10,837	―
(5) 長期借入金	23,332	23,350	18
負債計	49,062	49,081	18
デリバティブ取引（＊2）	―	―	―

（＊1）受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊2）デリバティブ取引については、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、及び（2）電子記録債務

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）短期借入金、及び（4）1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております（上記（＊２）参照）。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,030

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権の連結貸借対照表日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	12,453	—	—	—
受取手形及び売掛金	14,996	—	—	—

（注４）長期借入金の連結貸借対照表日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	10,837	11,536	6,390	4,005	1,400	—

７．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　592円64銭

（2）１株当たり当期純利益　78円94銭

（注）当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

8．後発事象

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2021年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日を効力発生日として株式分割および定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年3月31日（水）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	40,197,166株
今回の分割により増加する株式数	80,394,332株
株式分割後の発行済株式総数	120,591,498株
株式分割後の発行可能株式総数	480,000,000株

③株式分割の日程

基準日公告日	2021年3月12日（金）
基 準 日	2021年3月31日（水）
効力発生日	2021年4月 1日（木）

④1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日（木）をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

（下線は、変更部分です。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は179,846,100株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は480,000,000株とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日　　2021年4月1日（木）

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2021年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項の規定により、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

成長を遂げるための財務基盤の充実が進んでいることに鑑み、株主還元の充実、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類　当社普通株式
② 取得する株式の総数　2,000,000株（上限）
③ 株式の取得価額の総額　40億円（上限）
④ 取得期間　2021年4月28日～2022年3月31日
⑤ 取得する方法　自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

(3) 消却に係る事項の内容

① 消却する株式の種類　当社普通株式
② 消却する株式の総数　1,987,800株（発行株式総数（自己株式を含む）に対する割合1.7%）
③ 消却予定日　2021年5月20日

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

・商品　貯蔵品　　主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
機械及び装置	５～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

のれんについては、取得後５年で均等償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は10年であります。

④ 長期前払費用　　定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。 なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
③ 株式報酬引当金	役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
④ 製品自主回収関連損失引当金	製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について、当事業年度末以降発生すると考えられる合理的な損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の処理	原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引は、特例処理を適用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ヘッジ方針	リスクに関する内部規程に基づき金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。なお、特例処理による金利スワップは、有効性の評価を省略しております。
② 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度計上額

繰延税金資産　5,766百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	44,291百万円
（2）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
①　短期金銭債権	3,890百万円
②　長期金銭債権	8,707百万円
③　短期金銭債務	8,703百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高	26,494百万円
②　仕入高	1,643百万円
③　販売費及び一般管理費	3,787百万円
④　営業取引以外の取引高	6,742百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　1,197千株

（注）当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
なお、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
貸倒引当金	2,251百万円
退職給付引当金	558百万円
株式報酬引当金	155百万円
顧客獲得費用	916百万円
未払事業税	110百万円
製品自主回収関連損失	103百万円
土地減損損失	1,015百万円
関係会社評価損	359百万円
未払金	119百万円
その他	632百万円
繰延税金資産小計	6,224百万円
評価性引当金	△215百万円
繰延税金資産合計	6,008百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△195百万円
固定資産圧縮積立金	△47百万円
繰延税金負債合計	△242百万円
繰延税金資産の純額	5,766百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	東彩ガス株式会社	100.0（直接）	都市ガス等の販売 資金の預り 役員の兼任	都市ガス等の販売（注1） 資金の預り支払利息（注2）	13,686 2,000	売掛金 預り金（CMS預り金）	2,147 5,700
子会社	北日本ガス株式会社	100.0（直接）	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付受取利息（注2）	△470	長期貸付金（CMS預け金）	2,210
子会社	日本瓦斯工事株式会社	99.0（直接） 1.0（間接）	当社設備の建設 役員の兼任	固定資産の購入（注3）	5,141	未払金	1,372

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1、都市ガス、LPGガス、電気、ガス機器等の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

2、CMS（キャッシュ・マネジメント。システム）の利率については、当社の規定に基づき、市中金利等勘案し協議の上、決定しております。なお、取引金額は、純増減額を記載しております。

3、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

（2）関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社の子会社	Entrust Energy East,Inc	50.0（間接）	資金の貸付	資金の貸付 受取利息（注1）	— —	長期貸付金 投資その他の資産 その他	1,860 1,027（注1）
関連会社の子会社	Entrust Energy, Inc	50.0（間接）	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 受取利息（注1）	— —	長期貸付金 投資その他の資産 その他	1,749 275（注1）

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1、貸倒懸念債権に対し、簿価がゼロとなるまで貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において、利息は計上しておりません。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　372円43銭

（2）1株当たり当期純利益　65円37銭

（注）当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

１０．後発事象

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2021年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2021年4月1日を効力発生日として株式分割および定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年3月31日（水）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	40,197,166株
今回の分割により増加する株式数	80,394,332株
株式分割後の発行済株式総数	120,591,498株
株式分割後の発行可能株式総数	480,000,000株

③株式分割の日程

基準日公告日	2021年3月12日（金）
基 準 日	2021年3月31日（水）
効力発生日	2021年4月 1日（木）

④1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日（木）をもって、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

（下線は、変更部分です。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は179,846,100株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は480,000,000株とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日　　2021年4月1日（木）

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2021年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項の規定により、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

成長を遂げるための財務基盤の充実が進んでいることに鑑み、株主還元の充実、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得する株式の総数	2,000,000株（上限）
③	株式の取得価額の総額	40億円（上限）
④	取得期間	2021年4月28日～2022年3月31日
⑤	取得する方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

(3) 消却に係る事項の内容

①	消却する株式の種類	当社普通株式
②	消却する株式の総数	1,987,800株（発行株式総数（自己株式を含む）に対する割合1.7%）
③	消却予定日	2021年5月20日